

# 生活福祉資金貸付制度について

厚生労働省  
社会・援護局 地域福祉課

## 生活福祉資金貸付制度の位置づけ

- 生活福祉資金貸付制度は、「低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。」事業として位置づけ。(生活福祉資金貸付制度要綱：H2. 8. 14：厚生事務次官通知)
- 社会福祉法第2条第2項第7号において「第一種社会福祉事業」、「生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業」と規定(昭和26年社会事業法制定当時より規定)。
- 戦後激増した低所得世帯の自立更生のため、昭和30年に民生委員の指導・援助の一環として資金貸付を行う世帯更生資金貸付制度が創設される。その後、高齢者、身体障害者等に対象を拡大するとともに資金種類も拡充し、平成2年、在宅福祉推進の観点から、名称も生活福祉資金貸付に変更。平成19年度には、要保護世帯向け長期生活支援資金の創設及び多重債務防止のための緊急小口資金の貸付限度額の引き上げを実施。
- 実施主体は都道府県社会福祉協議会であり、市町村社会福祉協議会を借入窓口としている。

# 生活福祉資金の効果等

特 徴	具 体 的 内 容
<p>① 世帯の生活基盤の確保と生活保護受給に至らない又は生活保護からの脱却機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低所得世帯が生活保護に至らないための支援として、民生委員による見守り発見と適切な援助指導を行うことにより経済的自立及び生活意欲の助長促進を図っている。</li> <li>○ 被保護者が更生資金の生業費を借り入れることで、事業を開始し生活保護から脱却すること等を可能としている。</li> </ul>
<p>② 社会・経済問題に対しての機動的・即応的機能</p>	<p>以下のような問題に対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カネミ油症患者に対する貸付の特例措置（昭和45年度）</li> <li>・ スモン患者世帯に対する貸付の特例措置（昭和53年度）</li> <li>・ 障害者自動車購入費の創設（平成元年） （消費税導入による自動車の物品税廃止に伴う負担増に伴う措置）</li> <li>・ 阪神・淡路大震災により被災した世帯に対する貸付の特例措置（平成6年度）</li> <li>・ 新潟中越地震により被災した世帯に対する貸付の特例措置（平成16年度） 等</li> </ul>
<p>③ 地域生活継続の支援機能</p>	<p>民生委員による生活ニーズの把握とともに市町村社協の福祉専門職による各種ニーズに対応するべく生活に密着した生活支援機能を備えている。</p> <p>また、在宅福祉を推進する観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護サービス等を受けるのに必要な経費を貸付ける療養・介護等資金</li> <li>○ 障害者等が福祉用具等の購入に必要な経費を貸付ける障害者等福祉用具購入費等を設け在宅高齢者や障害者の需要にも応えている。</li> </ul>

# 生活福祉資金の現状と課題

## 現 状 と 課 題

- 平成18年度における貸付状況は、貸付件数が11,034件、貸付金額は112.6億円となっているが、近年は漸減傾向にある。(P4, 5, 13参照)
- 漸減の要因としては、
  - (1) 貸付制度が民生委員の援助指導等の関与、連帯保証人を必要とする等の貸付条件の厳しさ、申請から貸付決定までの審査期間に時間を要すること等、消費者金融機関に比べ手続きが煩雑であること。(P11参照)
  - (2) 一方、市中における消費者金融が市民のニーズ(利便のみを追求した手軽な借金)に即時に対応しているため、本制度対象者である低所得者が消費者金融を利用し、当該資金の貸付手続きに至らないこと。(P14参照)
  - (3) その他、制度運用上、①滞納債権の増加により貸付審査基準を厳格に設けている、②他法他施策の優先を徹底している、③当該制度の活用を行っていない民生委員がいること等の要因が挙げられる。
- 都道府県別貸付件数にはばらつきがあり、低所得者対策として積極的に資金の活用を図っていないと考えられる県がある。近年、自治体の財政歳入不足に伴う対応策として、社会福祉協議会に対し当該貸付原資を返還させ、貸し渋りを招き、需要に対応しきれない都道府県が見受けられる。(P15, 16参照)